道路に樹木が張り出していませんか?

~適切な樹木のお手入れをお願いします~

樹木の所有者の皆さまへ

歩行者及び自動車等の通行の安全確保のため、道路の上空に通行の支障となるものを 設置することは法律により禁止されています。所有する樹木が倒木の恐れがある場合や、 道路を覆ったり張り出したりしている場合は、伐採または枝払い等の適切な樹木のお手 入れをお願いいたします。

倒木や樹木等の張り出しにより、歩行者や車両に事故が発生した場合、樹木の所有者 が責任を問われる場合がありますのでご注意ください。



倒木・枝の張り出しによる通行障害の例



(倒 木)



(樹木で覆われた歩道)

【 お問い合わせ先 】

栃木県真岡土木事務所保全部 ☎ 0285-83-8302